

関西電力株式会社社長
森 詳介様

美浜 3号事故に関する福井県警の年明け立件方針と 美浜 3号 1月10日起動に関する緊急公開質問状

若狭連帯行動ネットワーク

貴社は12月21日、2次系配管破断事故で停止中の美浜 3号を年明け早々の1月10日に起動させ、翌日調整運転(事実上の営業運転)を再開すると発表しました。その直前、12月15日の新聞報道では、福井県警は年明けにも業務上過失致死傷容疑で貴社社員数名を立件する方針を固めたとされています。県警は関西電力社員が当該配管が未点検で危険性があると認識していたと判断したと伝えられています。貴社は、これまでの私たちの質問に「事故が起こるまで当該配管が減肉している可能性を認識しておらず、日本アームも関西電力も余寿命評価をしていない」とごまかしてきました。その真偽が司法の場で裁かれようとしています。このようなときに、貴社は、この事態を真摯に受け止めて謹慎姿勢を示すのではなく、美浜 3号の年明け起動を一方的に発表しました。これは、しゃにむに既成事実を作ろうとする極めて挑戦的行為ではありませんか。なぜ、貴社の業務上過失致死傷容疑に関する司法判断が下されるまで、運転を停止し続けることができないのでしょうか。なぜ、挑戦的に美浜 3号を起動させ、業務上過失致死傷容疑の対象になった事故原発で営業を始めようとするのでしょうか。

美浜 3号は今年12月で運転開始から30年を迎えました。建設当初、「原発の寿命は30年」と言われました。11名の死傷者を出した原発を当初の寿命を超えてまで、なぜ、動かすのでしょうか。事故で失った社会的信頼を取り戻すには、はっきりと誰にもわかる形で自らの責任を明らかにし、厳正なる処分を自らに科すことが不可欠ではないのでしょうか。

また、全社的に品質保証システムの確立に邁進しているはずにもかかわらず、大飯原発では放出する海水の温度上昇をごまかすため、海水温度計を「調整」していることが判明しました。6ダムでは実測横断面図の河床の高さを修正し堆砂率を改ざんしていました。美浜 3号事故以降の品質保証システム確立のための「努力」は空しい限りです。

これではとても貴社の品質保証システムが確立され、美浜 3号を再起動させても安全だとは考えられません。そこで、私たちは緊急に以下の質問を致します。来年早々の1月10日の交渉で責任を持って回答して下さいよう強く申し入れます。

1. 2004年8月の事故で命を奪われた下請会社の方々には、30才以下が3名、40才代が2名です。重軽傷を負われた方々も30才以下が2名、40才代が3名、50才代が1名であり皆若く働き盛りの方々です。1999年のJCO事故でも2名の若い命が奪われました。このJCO事故では施設が閉鎖されただけでなく会社そのものがなくなりました。ところが、貴社は今年9月8日、「引き続き10年間程度運転を継続する」との方針を決め、福井県、美浜町へ報告しています。なぜ、遺族の気持ちを汲んで、美浜3号を当初の約束どおりに閉鎖しないのですか。寿命の過ぎた原発をこの上まだ動かそうとする貴社は、事故を教訓とせず、安全・安心より営利目的を優先させているとしか思えません。事故を繰り返さない貴社の「決意」をはっきりと世に示すためにもその象徴として美浜 3号を閉鎖し、美浜 3号自体を追悼記念碑とすべきではないのですか。なぜ、そういう戦略的な経営判断を行えないのですか。老朽化していてもまだ使えそうだから、たとえ事故原発でも営利追求に使

いたい」というのは、人の道に外れているのではありませんか。

2. 報道によれば、貴社が事故前に当該配管の減肉の可能性を認識していたかどうかが司法判断の焦点のようです。つまり、日本アームが2003年4月に当該配管の点検漏れを発見して以降、破断するまでの1年4ヶ月の間、日本アームまたは貴社の誰も余寿命を評価しなかったというのが事実かどうかです。

この点で、貴社は当初、「破断するまで点検漏れを知らなかった」といい、後日、「点検漏れは事故の起こる2週間前(7月末)までに知ったが、余寿命評価は行わなかった」と訂正しています。また、「点検漏れを確認し報告書を書いている最中に破断した」ととぼけていますが、調査依頼に対してすぐ調査し、メールで報告するのが当たり前の今日、「文書で報告書を書いている最中に破断した」となどというのは到底信じられません。事故の未然防止には迅速な対応が求められているにもかかわらず、貴社は時代遅れの連絡システムで原発を運転・管理しているのでしょうか。貴社内での水平展開の仕方とその問題点を美浜3号事故に即して具体的に明らかにして下さい。

また、PWR減肉管理指針では余寿命評価を行って点検時期を決めるよう規定されており、これに従えば、運転開始から28年目の美浜3号の余寿命がとっくの昔にマイナスに転じていたことはすぐにわかったはずで、ましてや、大飯1号で主要点検対象部位以外の場所で急激な減肉が発見された後ですから、簡単な割り算で済む余寿命を計算していないということは全く信じられません。また、余寿命計算を行うまでもなく、担当者であれば、運転年数が28年目であるという事実だけでも余寿命がマイナスになっている可能性を十分認識できたと思われまゝ。貴社は、「誰も余寿命評価を行わなかった。管理指針を守らなかった。」と言明していますが、それでは誰も納得しないでしょう。逆に、これでは「日本アームにも貴社にも2次系配管の管理能力はない」と言明にするに等しく、「そのような貴社には原発を運転する資格はない」ということにならないのでしょうか。2004年7月の大飯1号の急激な減肉発見から破断までの貴社内での動きを改めて具体的に明らかにして下さい。とくに、貴社の2003年3月報告書では「平成16年7月の大飯1号機のその他部位(主給水管)減肉トラブルを受け、若狭支社は、その他部位も含め次回定期検査で追加点検すべき箇所を抽出するよう各発電所に指示した。美浜発電所は、この指示を受け、点検リストのチェック作業を進める中で、未点検箇所の一部として当該部位を抽出したが、既に次回定期検査において点検する計画であったことを確認した。」(p.26)と記載されているだけであり、「指示」の具体的な日付と内容、「抽出」「確認」の日付と内容およびその後の行動が一切書かれていません。7月下旬の「確認」から配管破断まで1~2週間またはそれ以上あったと思われまゝ、その間の社内での動きを詳細に明らかにして下さい。

とくに、2次系配管減肉管理担当者であれば、余寿命計算をせずとも、運転年数が28年という事実から余寿命がマイナスになっている可能性に気付くはずですが、いかがでしょうか。それとも、それに気付かないほど熟練度の低い技術者ばかりなのでしょうか。

3. 中国電力は12月25日、俣野川発電所土用ダム測定値改ざん問題等で改ざん当時の会長、社長、土木担当常務ら3名が相談役を12月末で辞任すると発表しました。当時鳥取支店長としてデータ改ざんの判断を社長に仰ぎ、データ改ざんの隠蔽支持文書を作成したとされる現社長は、これまでのところ減俸という軽い処分を受けただけに終わっていますが、このままでは済まないでしょう。他方、貴社では、美浜3号事故当時の会長、社長、原子力事業本部長兼務の常務取締役について減俸処分や降格だけで、誰も辞任していません。会長は1年半後に何事もなかったかのように「退任」しました。貴社の品質管理システムの重大な欠陥の下、安全性を無視した点検・修理費の削減や定期検査期間短縮競争をあおる社内方針によって配管破断事故が起こり、5名が即死、6名が重軽傷を負われ、貴社社員数名に業務上過失致死傷容疑が課されようとしています。にもかかわらず、貴社は、その最高責任者である役員をたとえば「懲戒解雇」または「役職辞

任」という全社員および社会全体にわかるような形態で処分し企業の責任を明らかにすることは行っていません。これでは、社長が「安全を守る。それは私の使命、我が社の使命」というキャッチフレーズを何回繰り返したところで、本当の意味での品質保証システムの確立などできようはずがありません。美浜3号事故に関する貴社の責任の取り方は単なる減俸と降格だけなのではないでしょうか。それとも、福井県警による年明けの立件を受けて、今後さらなる処分を考えているのでしょうか。

4. 最近明らかにされた事実によれば、貴社によるデータ改ざんの歴史は非常に根深いことがわかります。

6つのダムでは、測定方法の変更に伴う堆砂量データの差異の修正のため実測横断面図の河床の高さを修正していました。これはダムの安全性に係る重要なデータの改ざんです。幸いなことに、堆砂率を高め評価する方向に改ざんしていたため、実害がなかったとはいえ、実際のデータを改ざんし、国への報告書を字面だけ合わせて提出すればよいという認識であり、品質保証システムの根本に関わる重大問題です。深刻なことには、それが1930年から今日まで続いていたということです。

また、大飯3・4号では、海水温度の上昇度が規制値を超えないよう、復水器への海水流入温度を高くし、海水流出温度を低く改ざんして温度差を縮めていました。これは1998年1月から美浜3号事故後の2004年10月まで行われていました。

この間、何度も貴社の品質保証システムの欠陥が問われ、そのたびに何度も謝罪し、再発防止のためシステムを根本的に改変するとしてきたにもかかわらず、実際には、このような悪質なデータ改ざんが放置され続けてきたのです。美浜3号事故以降の品質保証システムの見直しの過程でなぜこれらを発見できず、放置され続けたのか、また、海水温度については再調整した時点でデータ改ざんを発見したはずですが、なぜ公表されず隠蔽されたのか、その根本原因を明らかにして下さい。

最近明らかにされた一連の事実によっても、貴社の場合、欠陥を自ら進んで明らかにするという品質保証システムの初歩ができていません。法令遵守という品質保証システムのイロハに相当するところが満たされないようでは、美浜3号の安全性が保証されているとはとても言えません。貴社の品質保証システムには、依然として品質保証を担うという社員の自覚が根本的に欠落しており、社員の自覚をシステムとして育てていくという仕組みができていないと言わざるをえません。今回の一連の問題について貴社はどのように評価し、どのように責任をとり、繰り返される品質保証システムの欠陥の顕在化に今後どのように対処するのか、具体的に明らかにして下さい。

5. 美浜原発の近くには大規模地震の原因となる断層が近くを走っています。新耐震設計審査指針の下で活断層調査と耐震強度の再評価が求められています。少なくとも、新しい調査と評価が終わり、美浜3号の耐震安全性が国によって確認されるまで、運転再開すべきでない私たちは考えますが、いかがですか。

6. 貴社は今年1月末、美浜3号の高経年化技術評価等報告書を国へ提出し、「運転期間を60年と仮定し、今後10年間に追加すべき保全策を定期事業者検査などで適切に実施すれば、運転開始後30年を経過しても、安全に運転を継続することが可能」と評価しています。また、「運転開始後40年を迎える際に、再度評価を行う」としています。貴社は、美浜3号の寿命を10年ずつ延長させ、60年まで寿命を延長させるつもりなのですか。10年ごとに、なし崩し的に寿命を延長するのではなく、貴社の戦略的な長期目標を明らかにして下さい。でなければ、今後遅くとも30年以内に脱原発社会へ転換しなければならない地元を混乱させることになり、無責任ではありませんか。

以上